

吹田市簡易専用水道管理運営指導要領

(趣旨)

第1条 この要領は、簡易専用水道の適正な管理運営を図るため、水道法（昭和32年法律第177号）、水道法施行令（昭和32年政令第336号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、簡易専用水道設置者等が行うべき必要な事項を定めるものとする。

(簡易専用水道設置者等)

第2条 この要領において「簡易専用水道設置者等」とは、簡易専用水道の設置者（2人以上の者が共同して簡易専用水道を設置している場合は、その代表者）又は設置者以外に当該簡易専用水道の全部について権限を有する者があるときは、当該権限を有する者をいう。

(届出)

第3条 簡易専用水道設置者等は、当該簡易専用水道を使用して給水を開始したときは、簡易専用水道給水開始届出書（様式第1号）により保健所長に届け出なければならない。

2 簡易専用水道設置者等は、前項の届け出の内容に変更があったときは、簡易専用水道届出事項変更届出書（様式第2号）により保健所長に届け出なければならない。

3 簡易専用水道設置者等は、当該簡易専用水道の休止又は廃止をするときは、簡易専用水道（休・廃）止届出書（様式第3号）により保健所長に届け出なければならない。

(帳簿書類等の備付け)

第4条 簡易専用水道設置者等は、次の各号に掲げる帳簿書類等を備え、これを保存しなければならない。ただし、第1号、第4号及び第5号の帳簿書類等の保存については3年間とする。

- (1) 規則第56条に規定する定期検査に関する帳簿書類
- (2) 簡易専用水道の設置の配置及び系統を明らかにした図面
- (3) 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにする平面図
- (4) 水槽の清掃の記録
- (5) その他の管理についての記録

(報告)

第5条 簡易専用水道設置者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、簡易専用水道事故報告書(様式第4号)によりその旨を保健所長に報告しなければならない。

- (1) 規則第55条第3号に規定する水質検査を実施したとき。
- (2) 規則第55条第4号に規定する給水停止の措置を行ったとき。
- (3) 給水の水質に関する事故が発生したとき。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

簡易専用水道給水開始届出書

年 月 日

吹田市保健所長 宛

簡易専用水道設置者等

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名)

吹田市簡易専用水道管理運営指導要領第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

建 築 物	フリガナ 名 称							
	所在地							
設 置 者	フリガナ 氏 名				電話番号 ()			
	住 所							
管 理 者	フリガナ 氏 名				電話番号 ()			
	住 所							
建 築 物 用 途	1.共同住宅 2.学校 3.事務所 4.その他()				階数	地上[]階:地下[]階		
建 築 物 構 造	1.鉄筋 2.鉄骨鉄筋 3.木造 4.その他()				特 定 建 築 物 届 出		1.有 2.無	
受 水 槽	場 所	1.建築物内 2.建築物外		位 置	1.地上 2.地下 3.半地下		総 容 量	m ³
	材 質	1.FRP 2.鋼板 3.コンクリート 4.その他()				有効容量		m ³
高 置 水 槽	位 置	1.屋上 2.塔屋 3.その他()				総 容 量		m ³
	材 質	1.FRP 2.鋼板 3.コンクリート 4.その他()				有効容量		m ³
使 用 開 始 日	年 月 日		平均利用者数		人/日		平 均 使 用 量	m ³ /日
受 水 水 道 名	吹田市水道		消 毒 準 備 の 有 無			1 . 有 2 . 無		
給 水 方 式	1.高置水槽方式 2.圧力水槽方式 3.その他 ()							
特 記 事 項								
担 当 者 連 絡 先								

簡易専用水道届出事項変更届出書

年 月 日

吹田市保健所長 宛

簡易専用水道設置者等
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名)

吹田市簡易専用水道管理運営指導要領第 3 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

簡易専用水道を設置した 建 築 物 の 名 称		
同 上 所 在 地		
変 更 事 項	変 更 後	
	変 更 前	
変 更 年 月 日		
変 更 の 理 由		

簡易専用水道（休・廃）止届出書

年 月 日

吹田市保健所長 宛

簡易専用水道設置者等
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名)

吹田市簡易専用水道管理運営指導要領第 3 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

簡易専用水道を設置した 建 築 物 の 名 称	
同 上 所 在 地	
(休 ・ 廃) 止 年 月 日	
(休 ・ 廃) 止 の 理 由	

注： (休 ・ 廃) 止は該当しない方を―――で抹消する。

簡易専用水道事故報告書

年 月 日

吹田市保健所長 宛

簡易専用水道設置者等
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名)

吹田市簡易専用水道管理運営指導要領第 5 条の規定により、次のとおり報告します。

簡易専用水道を設置した 建 築 物 の 名 称	
同 上 所 在 地	
発 生 日 時	
事 故 の 状 況	
応 急 措 置 及 び 対 策	
摘 要	